



# 埼玉県報

第554号  
令和6年(2024年)  
10月1日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則（こども政策課）

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書推奨（青少年課）
- （仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧（環境政策課）
- 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価調査計画書の縦覧（環境政策課）
- 栗崎向田土地改良区の役員就任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 指定納付受託者の指定（出納総務課）
- 指定納付受託者の指定（出納総務課）
- 指定納付受託者の指定期間の変更（出納総務課）
- 指定納付受託者の歳入の変更（出納総務課）
- 高齢者講習等予約一元化システムサーバ等機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道行田蓮田線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除（選挙管理委員会）

## 規 則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第六十三号

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（法附則第二条第一項の給付を含む。以下同じ。）」を削る。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第 1 号

児童手当認定請求却下通知書

第 年 月 日 号

様

(認定を行う者)

年 月 日付けで請求のあった児童手当については、次の

とおり認定したので通知します。  
理由で請求を却下

認定に関する事項		
1 支給対象児童数	3歳未満	人
	3歳以上	人
	第3子以降	人
	計	人
2 手当月額	3歳未満	円
	3歳以上	円
	第3子以降	円
	計	円
3 支給開始年月	年 月	から
4 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	( )	
認定請求却下に関する事項		
却下した理由 ( )		
備考		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則  
(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載し、教示する  
こと。

児童手当額改定通知書  
 改定請求却下

第 年 月 日

様

(認定を行う者)

請求

改定については、届出により次のとおり改定  
 児童手当の額の 職権 したので通知します。  
 改定の請求については、次のとおり却下

額改定に関する事項		
1 改定後の支給対象児童数	3歳未満 3歳以上 第3子以降 計	人 人 人 人
2 改定後の手当月額	3歳未満 3歳以上 第3子以降 計	円 円 円 円
3 改定年月	年 月から	
4 改定(増・減額)の理由	( )	
額改定請求却下に関する事項		
却下した理由 ( )		
備考		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載し、教示すること。



未支払児童手当支給決定通知書  
請求却下

第 年 月 日  
号

様

(認定を行う者)

年 月 日付けで請求のあった未支払児童手当の支給については、  
次のとおり支給することに決定したので通知します。  
請求を却下

支払の内容	支給期間	年 月分から 年 月分まで
	支給額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則  
別記第1の1の規定による文を記載し、教示すること。

児童手当支払差止通知書

第 年 月 日  
号

様

(認定を行う者)

次のとおり児童手当の支払を一時差し止めたので通知します。

支 払 差 止 の 内 容	支 払 差 止 の 事 由	
	支 払 差 止 額	円
	支 払 差 止 期 間	年 月分から 年 月分まで

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載し、教示すること。

様式第 6 号

(表面)

児 童 手 当 受 給 者 台 帳																			
受 給 者	所 属			異動 変更			異動 変更			異動 変更			支 払 金 融 機 関			名 称		口 座 番 号	
	(ふりがな)			職 員 番 号			住 所			電 話 ( )									
	氏 名			個 人 番 号			配 偶 者 の 氏 名			配 偶 者 の 個 人 番 号			ア イ ウ 被 用 者 公 務 員 被 用 者 等 で な い 者						
	性 別	男・女	生 年 月 日		配 偶 者 の 有 無		有・無		配 偶 者 の 個 人 番 号		配 偶 者 の 個 人 番 号		ア イ ウ 被 用 者 公 務 員 被 用 者 等 で な い 者						
児童の兄姉等 (18歳に達する 日以後の最初 の3月31日を経 過した後22歳に 達する日以後の最 初の3月31日ま での間にある者)		氏名及び個人番号			続柄	生 年 月 日		住 所		職業等	通学先 (学生の場合のみ)		卒業予定時期 (学生の場合のみ)		申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)		
		.....				. . .				学生 無職 その他			年 月		1. 同居し、日常生活上の世話・必要 な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・ 面会等をしており、監護相当である 3. その他 ( )		1. 生活費 (食費、家賃等) 2. 学費 3. その他 ( )		
		.....				. . .				学生 無職 その他			年 月		1. 同居し、日常生活上の世話・必要 な保護をしている 2. 別居しているが、定期的な連絡・ 面会等をしており、監護相当である 3. その他 ( )		1. 生活費 (食費、家賃等) 2. 学費 3. その他 ( )		
児 童	氏 名 及 び 個 人 番 号		続柄	生 年 月 日		同居・別居 の 別	住 所		監 護 の 有 無	生 計 関 係	児 童 と の 関 係		児 童 手 当 該 当 年 月 日			非 該 当 年 月 日			
	.....			. . .		同・別			有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		3 歳 未 満	3 歳 以 上	第 3 子 以 降	. . .			
	.....			. . .		同・別			有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		. . .	. . .	. . .	. . .			
	.....			. . .		同・別			有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		. . .	. . .	. . .	. . .			
	.....			. . .		同・別			有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		. . .	. . .	. . .	. . .			
	.....			. . .		同・別			有・無	同 一 ・ 維 持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母		. . .	. . .	. . .	. . .			
備 考	扶養親族等及び児童の数			人	認 定 年 月 日			支 給 開 始 年 月		手 当 月 額									
				うち70歳以上の同一生計配偶者 及び老人扶養親族の合計数 ( 人 )	年 月 日														
	所得の状況			年分所得額		支 給 事 由 消 滅 年 月 日 ・ 消 滅 事 由			年 月		3 歳 未 満 分 円 3 歳 以 上 分 円 第 3 子 以 降 分 円 計 円								
				円		(消滅事由)													

## (裏面)

区分		年度	年度	年度	年度	年度		
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	前年の所得金額	円	円	円	円	円		
	扶養親族等及び児童の数	人	人	人	人	人		
	うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数	人	人	人	人	人		
	備考							
支払金額	10月期	支払年月日	・	・	・	・		
		児童手当の 支払金額	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
		12月期	支払年月日	・	・	・	・	
	児童手当の 支払金額		3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	2月期		支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の 支払金額	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
		4月期	支払年月日	・	・	・	・	
	児童手当の 支払金額		3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	6月期		支払年月日	・	・	・	・	
		児童手当の 支払金額	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
		8月期	支払年月日	・	・	・	・	
	児童手当の 支払金額		3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	備考							

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の様式第一号、様式第二号及び様式第四号の規定にかかわらず、令和六年九月以前の月分の児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十二条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第一項の給付に係る通知書の様式については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の埼玉県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 告示

## 埼玉県告示第千八十七号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証
東秩父村	令和三年度	地籍図三十一枚	令和六年九月
	令和四年度	地籍簿一冊	御堂二地区(大字
	令和五年度	地籍簿一冊	御堂の一部)
			二十六日

# 告示

## 埼玉県告示第千八十八号

東松山市における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
東松山市	令和五年度	街区境界調査 図六枚 街区境界調査 簿一冊	東松山十七地区(材木町、本町一丁目、本町二丁目の各一部)	令和六年九月二十六日

# 告示

## 埼玉県告示第千八十九号

久喜市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	久喜市
調査を行った時期	令和五年度
成果の名称	街区境界調査 図九枚 街区境界調査 簿一冊
調査を行った地区	菖蒲七地区（菖蒲町菖蒲地区、菖蒲町三箇地区の一部）
認証年月日	令和六年九月二十六日

# 告示

## 埼玉県告示第千九十九号

伊奈町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

伊奈町	調査を行った者の名称
令和五年度	調査を行った時期
街区境界調査 図二十二枚 街区境界調査 簿一冊	成果の名称
大字小室四地区 (大字小室の一部)	調査を行った地区
令和六年九月二十六日	認証年月日

## 告 示

### 埼玉県告示第千九十一号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一七二〇	乳幼児	ゆきつて なあに？	ユーヴァル・ゾマー／作 木坂涼／訳	国土社
一七二一	乳幼児	あめがふつてきたよ	メアリー・サーフォゾ／文 ケイコ・ナラハシ／絵 木坂涼／訳	徳間書店
一七二二	乳幼児	ぎゅつ だーいすき！	新井洋行／作	童心社
一七二三	乳幼児	うかぶかな？ しずむかな？	川村康文／文 遠藤宏／写真	岩崎書店
一七二四	乳幼児	ぼくらのほたけ	マーガレット・ワイズ・ラウン／作 イーディス・サッチャー・ハード／作 ガートルード・エリオット／絵 木坂涼／訳	好学社
一七二五	小学校低学年	おかしのまちのおかしなはなし	いわさきさとこ／作・絵	フレーベル館
一七二六	小学校低学年	ちやうちやう ちやうねん	もりなつこ／作 はしもとえつよ／絵	文研出版
一七二七	小学校低学年	ぼくのいぬはどうしてこんなにかわいいのか	しゅん／作 えがしらみちこ／絵	KADOKAWA
一七二八	小学校低学年	やさいのはな なんのはな？	宮崎祥子／構成・文 網野文絵／写真	岩崎書店
一七二九	小学校低学年	リジーと雲	テリー・ファン／作 エリック・ファン／作 増子久美／訳	化学同人
一七三〇	小学校中学年	猫丸神社のひみつ	西村友里／作 ゆーちみえこ／絵	国土社
一七三一	小学校中学年	どんなイチゴも、みんなかわいい	葦原かも／作 中田いくみ／絵	童心社
一七三二	小学校中学年	はねをならべて 2わの コウノトリの きずなの はなし	キャレン・レヴィス／作 チャールズ・サントソ／絵 いわじょうよしひと／訳	BL出版
一七三三	小学校中学年	あこがれのユーチューバー	牧野節子／作 はせがわはっち／絵	国土社
一七三四	小学校中学年	海にしずんだクジラ	メリッサ・スチュワート／文 ロブ・ダンラヴィ／絵 千葉茂樹／訳	BL出版
一七三五	小学校高学年	ひと箱本屋とひみつの友だち	赤羽じゅんこ／作 はらぐちあつこ／絵	さ・え・ら書房
一七三六	小学校高学年	今日もピアノ・ピアノ	有本綾／作 今日マチ子／絵	Gakken
一七三七	小学校高学年	すき、好き、スキ。	イノウエミホコ／作 ふうき／絵	文研出版
一七三八	小学校高学年	ホワイトボード	R・J・パラシオ／原作 エリカ・S・パール／ノベライズ 中井はるの／訳	ほるぷ出版
一七三九	小学校高学年	ケモノたちがはしる道	黒川裕子／作	静山社

一七四九	高校・青年	私たちの世代は	瀬尾まいこ／著	文藝春秋
一七四八	高校・青年	続 窓ぎわのトットちゃん	黒柳徹子／著	講談社
一七四七	高校・青年	弟は僕のヒーロー	ジャコモ・マツツアリアル／著 関口英子／訳	小学館
一七四六	高校・青年	八秒で跳べ	坪田侑也／著	文藝春秋
一七四五	高校・青年	友だちがしんどいなくなる本	石田光規／著	講談社
一七四四	中学校	アップサイクル！ ぼくらの明日のために	佐藤まどか／作 木内達朗／装画・挿絵	ポプラ社
一七四三	中学校	きみの話を聞かせてくれよ	村上雅郁／作 カシワイ／絵	フレールベル館
一七四二	中学校	さみしい夜にはペンを持って	古賀史健／著 ならの／絵	ポプラ社
一七四一	中学校	アンナの戦争 キンダートランスポートの少女の物語	ヘレン・ピーターズ／作 尾崎愛子／訳	偕成社
一七四〇	中学校	ハーベスト	花里真希／著	講談社

## 告 示

### 埼玉県告示第千九十二号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、伊奈町から伊奈町の区域内において行われる（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 関係地域が所在する市町村

伊奈町、上尾市、桶川市、蓮田市

#### 二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

##### イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東部環境管理事務所

伊奈町環境対策課

上尾市環境政策課

桶川市環境対策推進課

蓮田市みどり環境課

##### ロ 期間

令和六年十月一日（火）から令和六年十一月一日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第千九十三号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、東埼玉資源環境組合から越谷市の区域内において行われる第一工場ごみ処理施設プラント更新事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

越谷市、吉川市、松伏町

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

越谷市資源循環推進課

吉川市環境課

松伏町環境経済課

ロ 期間

令和六年十月一日（火）から令和六年十一月一日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

# 告示

## 埼玉県告示第千九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、栗崎向田土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	立石 勝義	埼玉県本庄市栗崎七十二番地一
同	小暮 博光	同 同 同 六十三番地
同	倉本 優	同 同 同 八十九番地二
同	立石 茂則	同 同 同 七十四番地一
同	佐久間 和恵	同 同 同 四十六番地二
同	山本 雅明	同 同 同 四十七番地一
同	須藤 明彦	同 同 同 六十番地
監事	倉本 重八	同 同 同 千二百九十二番地
同	深田 栄一	同 同 同 五十四番地

## 告 示

### 埼玉県告示第九十五号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（基準点測量及び現地測量）

三 作業地域

蓮田市高虫地区

四 作業期間

令和六年七月二十六日から令和七年二月二十八日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千九十六号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

東松山市

### 二 作業種類

公共測量（デジタル航空写真）

### 三 作業地域

東松山市全域

### 四 作業期間

令和六年十二月一日から令和七年三月十四日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千九十七号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量

三 作業地域

埼玉県杉戸町内

四 作業期間

令和六年八月二十六日から令和七年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千九十八号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点復旧測量）

### 三 作業地域

埼玉県川口市大字西新井宿地内

### 四 作業期間

令和六年六月一日から令和六年十月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千九十九号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

上尾市

### 二 作業種類

公共測量（数値地形地図データ作成レベル二千五百）

### 三 作業地域

上尾市内

### 四 作業期間

令和六年八月六日から令和七年三月二十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千百号

測量計画機関である所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

所沢市北秋津・上安松土地区画整理組合

### 二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量、出来形確認測量）

### 三 作業地域

所沢都市計画事業北秋津・上安松土地区画整理事業地内

### 四 作業期間

令和六年九月一日から令和七年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千百一十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
キャッシュレス決済を利用して納付される使用料、手数料、売払収入及び雑入（埼玉県立歴史と民俗の博物館、埼玉県立さきたま史跡の博物館、埼玉県立近代美術館及び埼玉県立自然の博物館の使用料等並びに文書課の雑入を除く。）	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号 株式会社埼玉りそな銀行 代表取締役社長 福岡 聡 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目二番三号 株式会社アプラス 代表取締役社長 嶋田 貴之	令和六年十月一日から令和十年十月三十一日まで

二 指定をした日

令和六年十月一日

# 告示

## 埼玉県告示第千百二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所の所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
キャッシュレス決済を利用して納付される使用料、手数料、売払収入及び雑入	東京都港区南青山五丁目一番地十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役社長 二重 孝好	令和六年十月一日から令和十年十月三十一日まで

二 指定をした日

令和六年十月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第千百三号

令和五年埼玉県告示第千三百六十一号（指定納付受託者の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元裕

第一号の表指定期間の欄中「令和十年十月三十一日」を「令和六年九月三十日」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第千百四号

令和五年埼玉県告示第二百五十号（指定納付受託者の指定）の一部を次のように改正し、令和六年十月一日から施行する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

第一号の表歳入の欄中「（埼玉県県政情報センターの有償刊行物販売代金に限る。）」を削る。

# 告 示

## 埼玉県告示第千百五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

高齢者講習等予約一元化システムサーバ等機器の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和12年2月28日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許  
本部運転免許課講習第一係 電話048-543-2001 内線233

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年11月11日（月）午前9時55分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年11月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年11月11日（月）午前9時55分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和6年11月11日（月）午前10時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年11月5日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和6年11月5日（火）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 6 年10月 7 日 (月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Server device for senior citizens' course reservation unifying system
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:55 a.m. November 11, 2024 By registered mail; 5:00 p.m. November 8, 2024 In person; 9:55 a.m. November 11, 2024
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	鴻巣市郷地字さがへと二二三番一地从 から同市郷地字さがへと二二三番一地	区 間
一一・〇〇〇〜一七・七九	一一・〇〇〇〜一七・七九	敷地の幅員 (メートル)
七・二〇		延長 (メートル)
	道路改良工事による。	備 考

## 告 示

### 埼玉県選管告示第四十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年十月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年十月四日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

ウ 上尾市議会議員一般選挙における当選の効力に関する裁決取消、当選無効請求事件について

エ その他

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和六年十月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	特別養護老人ホーム 荒川園	埼玉県秩父市荒川贄川千八十八番地